

直送済

令和5年（ワ）第408号 差止請求事件  
原告 特定非営利活動法人消費者機構日本  
被告 山梨県知事長崎幸太郎

被告証拠説明書（乙8～乙10）

令和7年1月30日

甲府地方裁判所 民事部 合議A係 御中

被告訴訟代理人弁護士 足立 格

号証	標 目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立 証 趣 旨
乙8	臨床研修病院が研修医の募集及び採用を行う際の留意事項等について	写し H29.7.31 ※H30.8.20 一部改正	厚生労働 省医政局 医事課長	厚生労働省は、臨床研修病院に対して、「都道府県や大学が従事要件からの離脱（注：地域枠からの離脱）を妥当なものと評価しているかの有無を十分に確認すること」、「県や大学がその地域枠の従事要件からの離脱を妥当なものと評価していない場合には、地域枠制度の趣旨や地域医療の安定的確保を尊重する観点に鑑み、臨床研修病院等が趣旨に反した採用をすることは望ましくないこと」などを明記して周知する通知を发出していること。
乙9	医師臨床研修費補助事業の	写 H31.4.19	厚生労働	厚生労働省は、都道府県に

	実施に当たっての取扱いについて	し		省医政局 医事課長	対して、「従事要件等からの離脱者であって都道府県又は大学がその離脱を妥当なものとしていない研修希望者を採用した場合」には補助金の全部又は一部を交付しない旨の通知を发出していること。
乙 10	誓約書	写し	—	地域枠による入学者	地域枠による入学者が山梨県に提出する誓約書の内容。

以 上